佐賀県告示第七十九号

森林法 (昭和二十六年法律第二百 四十九 号) 第二十九条 \mathcal{O} 規定によ り、

水産大臣 から次 \mathcal{O} とおり保安林の指定をする予定である旨通知が あ った。

平成二十二年二月十六日

佐賀県知事 古 川 康

一保安林予定森林の所在場所

杵島 郡白 石町大字深浦字渡り 平五二五 五. \mathcal{O} 五二六七 \mathcal{O} か ら五二六七

の三まで、 五二八二、 五二九七 \mathcal{O} 五二九七 <u>の</u> 二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

ア主伐に係る伐採種は、定めない。

1 主伐とし て伐採をすることができる立木は、 当該立木 \mathcal{O} 所在する市

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

口 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

()次 のとおり」 は、 省略 Ĺ その 関係書類を佐賀県県土づ 1) 本部

課及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。)